

記念講演：近畿病院図書室協議会第24回総会

図書館員教育の今日的課題

塩見 昇

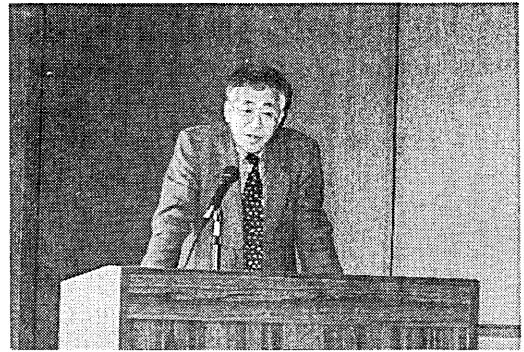
大阪教育大学の塩見です。本日は、近畿病院図書室協議会の第24回総会の記念講演にお招きいただきましてありがとうございます。

実は、私個人としてはあまり病院とのおつきあいはない方で、病院には知人の見舞いなどでたまに訪れる程度です。従って、病院という組織や仕組みについてもあまり詳しいとはいえませんが、図書館の仕事をしております関係で、最近では病院図書室についても考えたり、触れる機会が増えてきたように思います。

◆図書館のもつ共通の課題

そのひとつは、私が中心になって日本図書館協会から図書館白書『図書館はいま』（1997年）という本を発行しました。これは図書館員向けというよりむしろ、一般の方々に図書館は今こんなことをしている、図書館について広く知ってほしいという主旨で編集したものです。その中には、病院図書室という項目は残念ながらないのですが、もう少し大きな概念で専門図書館という項目があります。この項からは、現在、専門図書館がもつ現状、その難しさを知ることができます。編集する過程の中でも、現状や課題を改めて痛感させられました。病院図書室においても、そんな専門図書館のひとつとしての難しさがあるのではないかと感じています。

例えば、スタッフが少数であることから発



生する様々な問題や、配属が親機関によって決定されることから図書館の専門的な教育や研修の場を得ることが難しい問題、その他にも、親機関の必要性で設置されるということでもどうしても親機関に役立たなければならない、そんな中で存在意義も含めて日常の業務ひとつひとつが問われている問題などがあるかと思います。実際、研究や教育、文化の現場というものは、その成果がすぐに目に見えて現れるというものではないのですが、そうも言っていない厳しさがあるように思います。

また、会誌『病院図書室』を読ませていただきましたが、そこからは今の病院図書室がもつ問題や課題を、なまなましく読みとることができました。昨今のコンピュータや情報分野の技術革新が激しい勢いで進んで行く中で、その技術を一人で習得していかなければならない。親機関の中には、共同する仲間、サポートする体制も不十分で、また十分に図

しおみ のぼる：大阪教育大学教授

書館に関する認識も薄い中では、仕事を通じて理解を広げていかなければならないという厳しさがあります。

或いは、技術が進歩して利用者が自宅からでも情報を入手できるようなシステムさえあれば、もう図書館はいらない、図書館員というのはそれほどのウエイトを持たないのではないかという浅く考える傾向が一部にできます。その中で、やはり図書館員がいる、数が少ないとなれば、質のいい人がそこにいて初めて機能するという認識をもってもらうことが必要です。これはいくら言葉で言っても通じない。かたちとして示していかなければならない私たちの共通の課題といえるでしょう。とりわけ、小規模な専門図書館のひとつである病院図書室では差し迫った問題なんだということを改めて痛感いたしました。

◆生涯教育からみた図書館

もうひとつは、私どもの大学の研究・教育実践として夜間大学院の学生に図書館学について講義をする機会があるのですが、社会人対象ということでそこには様々な経歴をおもちの方々がいっぱいいます。医療関係の方であれば看護婦さんもいれば、看護大学・短大の先生、或いは職業訓練学校の先生もいる。もちろん司書の方もいます。いろんな専門、職業をもった人たちでするので、図書館の講義をしても、それぞれに自分の経験に引き寄せ図書館をとらえることができるわけです。

例えば、学校図書館について講義をすれば、職業訓練学校の先生から「職業訓練学校にも図書館がなくても良いのだろうか。今までそのようなことは考えたこともなかったし、学生が自ら勉強する中で、図書館がある環境で学ぶのか、ない環境で学ぶのかでは大きな違いがある」との意見がでました。その後、実際にその先生は、生徒をつれて町の図書館にいった図書館を利用しながら、利用法を習得するようにすすめたり、授業に活用されているとお聞きしています。

また、学生の中に看護大学の先生や看護婦

さんなどの医療スタッフもいて、お話しをすることがありますが、彼女たちからは「病院図書室の司書の方には、いつもお世話になっています。」「私の研究や勉強のために忙しい司書の方に無理を言ってまで頼めない」などの意見がまだまだ出てきます。確かに“病院には図書館が必要で大事な部署だ”という認識はあるようですが、自分たちが病院図書室に何を求めていけばよいかということになると、あまりそういう問題意識はないのが現実のようです。そこに図書館があるという前提で図書館とつきあう（利用させてもらっている）、これは病院図書室に限った問題ではありません。公共図書館も同じ問題を抱えています。

例えばA市に住んでいる人が、A市の公共図書館を利用する場合、自分がさがしている本がその図書館にはなかったとすると、「やはりA市ぐらいの規模の図書館では無理なんだなあ」とあきらめてしまう。「自分にとってこの市の図書館はこうあってもらわなければ困るんだ。」と、市民にとっての生涯学習の場として図書館をとらえるという人はまだまだ少ないといえてよいでしょう。従って、図書館はサービスを提供する人、私は利用する人という一方的な関係にいとどまっています。

その中でも、たくましい利用者ももちろんいます。図書館に自分をあわせていくのではなく、自分のニーズにそって図書館を作りかえていく市民が増えつつあります。これは図書館を質的に向上させていくという点で、歓迎すべきことといえるでしょう。

先程、お話しした学校図書館でも同じ関係です。これまでの小学校中学校でも、本を置いてある部屋は法律があるから確かに存在している。しかし、そこには人は全くいません。そうなれば、本を買って最小限並べているだけです。その限りでは実際には使いものにはならないということはみなさんならよくおわかりいただけると思います。必要な資料があれば使いますが、逆にないということも

わかっていますから活用されないわけです。

教師ひとりひとりが自分はこの授業がやりたい、こういう教育をやりたい、そのためにはこういう資料が学校の図書館に必要なんだと、学校図書館をとらえるようになると、職員が資料の中味を考えることになるんです。そして、大切なのがその中に、必ず核になる人が存在しているということが大切です。それが司書です。司書がサービスを提供していくことで、図書館とはどんなものが理解、実感されて、それではこんなことはできないのか、こんなこともして良いのではないのか、そのためには、一人の司書に頼むという関係だけではなく、力をよせあうことで、自分たちの求める図書館を作っていくという考え方ができるのだと思います。

こういったさまざまなニーズを受け止めてそれを形にしてまとめていくのが、私たち図書館員であり司書であるんだ。このような認識が私たち司書の中にもっと広く深く浸透してくると図書館というのは質的に変わってくると思います。

市民が「私たちの町に図書館を！」と運動を進めていく中でも、単に建物だけではないどのような図書館を作るのかという内容面も含めて、開設後には司書もいっしょに加わって検討して作り上げていく、その過程こそが図書館の今後の発展にとって大切なことなんです。

◆図書館員の養成—司書講習のカリキュラムを中心に

それでは、本日のテーマであります図書館員の養成教育が、これまでお話ししてきた図書館作りの動向の下で、今どのようになっているかということについてお話しを進めていきたいと思います。すでにご存じのことかと思いますが、1996年8月に図書館員養成のためのカリキュラムの改定がおこなわれました。

一般に図書館で働いている職員を、図書館員といいますが、中でも図書館で働く専門的職員、いわゆる図書館機能に直接関わる仕事

や事業を担う職員に対して「司書」という名称が職名としてあります。これは図書館法という法律で定められています。その司書の資格というのは、この法律ならびに施行規則が定める所定の単位数を大学或いは講習会で習得することで取得できることになっています。

図書館法は、1950年（昭和25年）に誕生し、それを受けて司書の養成が始まりました。その後、1968年に司書の資格取得のための図書館法施行規則の改定がおこなわれました。それから、すでに30年あまり経過していますが、その間に図書館をとりまく環境は大きく変化を遂げてきました。また、文部省でも生涯学習を振興していく必要性の流れの中で、司書の資格取得のカリキュラムも改正の必要性があるのではないかということが、論議になり、審議会で取り上げられ、1996年8月に改正され現在に至っています。

そのカリキュラムが参考資料の表（表1参照）に示されています。ご覧のように甲群と乙群に分かれていて、甲群というのは必須科目となっており、乙群は、選択科目で5科目あるうちから2科目以上を選んで取得することになっています。甲群で最低18単位、乙群からは最低2単位で、トータルで20単位となります。これが現在の日本における司書という資格を取得するための勉強のミニマムとなっています。

群	科 目	単位数
乙群 必 須	生涯学習概論	
	図書館概論	
	図書館経営論	
	図書館サービス論	
	情報サービス論	
	レファレンスサービス演習	
	情報検索演習	
	図書館資料論	
	専門資料論	
	資料組織概説	
	資料組織演習	
児童サービス論		
乙群	図書及び図書館史	
	資料特論	
	コミュニケーション論	
	情報機器論	
	図書館特論	

*乙群は2科目以上選択

表1. 図書館施行規則第4条に定める司書資格の取得に必要な科目と単位数

このカリキュラムがこれまでのカリキュラムと一体どこが大きく改正されたかという点ですが、十分かどうかということについてはいろんな評価がありますが、客観的にみて変わった点として、まず「生涯学習概論」が挙げられます。これは社会教育関係の他の専門職（社会教育主事、学芸員など）とも共通性をもつこと、すなわち図書館を生涯学習としての機関だということをこれまで以上に意識してほしいという考え方があります。

次に「図書館経営論」です。これは、どのように図書館を運営していくかということ、図書館がどのような行財政の仕組みの中で動いているのかということ、またサービスを拡大するにはどのように将来計画を作成していくか、或いは分館を新しく建てることになった場合でも、設計は任せきりといったことではなく、設計者と渡り合って、図書館作りにも参加していかなければならないし、図書館員やとりわけ館長が設置機関の方を向いているのか、利用者であるユーザーの方を向いているかでは図書館の運営はおのずと違ってきますね。このような必要性から設けられました。

また、「情報サービス概説」「情報検索演習」というものがあります。従来まで、レファレンスサービスに含まれていたものを独立させたものです。昨今の図書館サービスをおこなう中では、司書がコンピュータにも触れたことがないとなれば話しにもなりませんから、そのための教育環境条件の整備はさげられない課題でした。

資料論の中でも、甲群では「専門資料論」或いは、乙群の中で「資料特論」があります。これはメディアの多様化に伴って設けられました。専門資料であれば行政資料であるとか、いわゆる灰色文献と呼ばれるものです。確かにどこかにはあるはずなんだが入手しがたい。これらの官公庁や各種業界や団体の資料からニューメディアの分野も含めた幅広い資料論の必要性が求められてきました。また、乙群では、情報を扱う機器の学習、「情報機器

論」なども設けられました。

その他に、甲群にある「児童サービス論」ですが従来までは選択科目であったものが、これは、公共図書館員であれば共通の基礎知識であるという考えから必須科目として設定されました。

最後に、乙群にある「図書館特論」ですが、これは私は評価しています。現在の図書館のトピックス的なものを内容として、各大学が自由に今日的テーマを取り上げて設定していく。例えば、ここを利用して、ある大学では専門図書館向きの司書を養成しようということもできるでしょう。このカリキュラムは全体として、基本的には公共図書館を前提にしていますので、乙群の「図書館特論」で、養成する司書について、アクセントをつけることがいくらか可能になると考えています。

以上、簡単にご説明して参りましたが、これが今回の改定の内容となっています。

◆司書は図書館における専門職

司書という職種は、確かに法的には公共図書館の専門職ではありますが、その他の大学図書館や学校図書館、専門図書館でも、図書館員としての共通の専門資格だという一定の社会的な認識はあると思います。

具体的事例をご紹介しますと、著作権法という法律があります。著作権というのは、著作物を作成した人の基本的な権利ということで、その人の著作を他人が勝手に書きかえたり、コピーをして利用したりすると、本来、売れるはずの本が売れなくなって、著作者の財産権が侵害されます。同時に、著作物にかけた著者の人格を尊重しない行為であることから、この著作権の基本性格は人格権でもあるということになっています。

この著作権法が、図書館に関しては資料の一部分を利用者の求めに応じて、複製して提供することにおいては、図書館にその特権みたいなのを認めましょうということになっています。図書館がおこなっている資料の一部を複製して利用者に提供する複製サービス

を、著作者が著作権法で認めてくれているという事例です。それは著作権法第31条にあります。ただし、この31条を実施できる図書館には条件がつけられています。これは著作権法施行令の中の〔第1章の2／著作物等の複製等が認められる施設（図書館資料の複製が認められる図書館等）第1条の3〕で定められています。その中には、“法第31条の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部省令で定める職員が置かれているものとする”と書かれています。この意味は図書館法で定められてる司書が配置されている図書館という条件があるのです〔表2表3参照〕。

●著作権法
(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、「図書館等の図書、記録その他の資料」としてこの条において、「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のために必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、
①「一〇三」(公衆)②「一」(本号)の方法による翻訳③「四三三」(複製物・翻訳物の目的外頒布等)④「四〇〇」⑤「公表」⑥「発行」⑦「三」(本条の準用)⑧「六〇」⑨「一〇」⑩「四」

表2.

○著作権法施行令(抄)

第一章の二 著作物等の複製等が認められる施設

第一條の三 ① 法第三十一条(法第八十六条第一項及び第百二條第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部省令で定める職員が置かれているものとする。

一 図書館法第二條第一項の図書館

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條の大学又は高等専門学校(次号において「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 學術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたものうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三條までにおいて「公益法人」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの

② 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

表3.

すなわち、図書館という名称があれば、どこでも複写サービスができることではないのです。この司書がいるということが条件になっていることは、とても意味深いものがあります。司書という専門資格をもった人がいれば、著作権を侵害するような行為はしないだろうという社会的な信頼があることの裏付けでもあり、それが歯止めになっているんだと思います。

従って、司書という職種は、法的には公共

図書館を想定した資格ではあるものの、図書館の専門家であるというある程度の社会的な合意になってきているということは確かであるといえるでしょう。

みなさんの協議会の会誌『病院図書館』の中にも三菱京都病院の病院長である村田眞司先生が「病院図書館の改革と有資格司書を採用して (Vol. 17 No. 3' 97)」という巻頭言を書かれています。先生は図書館の専門家であるということを確認された上で、更に専門家

として飛躍発展していくことの期待をもたれておきたいへん心強く感じました。

◆やりがいのある仕事を共に一司書の果たす役割は大きい一

最後になりますが、誰もが垣根なく必要とする資料にアクセスすることができるようにする仕組みが図書館であるといえると思います。そのために図書館は具体的に、図書館協力やネットワークを構成しています。

利用者が求めるならば、うちの図書館(室)にはないからといってあきらめて帰ってもらうのではなくて、その窓口で利用者が求めてくれば、なんとかしてこれに答えようとして頑張るか頑張らないかで、利用者の図書館についてのとらえ方がかわってくるのだと確信しています。ないものでも提供できるようにするんだという姿勢で、利用者が求めるのであれば、それを提供するのが我々の仕事なんだということを理解してもらうことが大切だと思います。

そのことによって、利用者の図書館に対する要求が質的に高くなっていくのだと思います。小さな図書館であっても、この図書館のシステムをフルに利用すれば十分に可能です。これが図書館のシステムのすばらしさでもあるといえます。

もう少し踏み込んで言えば、利用者との関係を「資料を提供してもらって感謝しています」に留まらず、「図書館とはどういうものであるのか」「今後、図書館をどう発展させていかなければならないのか」ということを利用者と共に考えていくことが大切です。そ

れは、利用者がどういう図書館であってほしいのか、どういうことを図書館に求めてくるのかで少しずつ変わってくるものだと思います。

このことは、いくら口で言ってもなかなか理解してもらえないものではありません。日常の仕事の中でサービスの体験を通じてこそ、わかってもらえることで、そういった利用者を一人でも多く増やしていくことが必要だと感じています。これは司書という職種がもつ役割ではないかと思います。

確かに、今の日本の社会の中では、人々が図書館についてもイメージというものは、まだまだそんなに豊かではありません。しかし、豊かでないだけに素朴なことで感激したりめざすべき方向を共有できるのだと思います。図書館サービスは、もっと大きなものへと発展していく可能性を十分にもっているやりがいのある分野でもあります。やりがいのある図書館の仕事に希望と夢をもって、更に自信をもって、これからも共に歩んでいきたいと思います。そういう図書館員を一人でも多く育てる営みを、専門職教育、日常業務を通しての研修など一連の専門職員養成のプロセスとしてとらえ、強めていくことが重要です。そういう観点で皆さんの協議会の研修事業も重ねていただくとよいかと思います。

本日の私の講演が少しでも皆さんのお役に立てれば幸いです。

ありがとうございました。

[1998.3.26 兵庫県立尼崎病院講堂]